

喜多方市規則第17号

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の 緩和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この条例は、喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(令和7年喜多方市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(許可の要件)

第3条 条例第3条に規定する市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可する要件は、次のとおりとする。

- (1) 道路の機能の支障となる屋根からの落雪を防ぐ措置が講じられていること。
- (2) 屋根が瓦葺きである場合、瓦の落下防止措置が講じられていること。

2 条例第4条に規定する市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可する要件は、次のとおりとする。

- (1) 出入りすることができる開口部から対象敷地外へ避難する経路が2方向以上確保されていること。
- (2) 前号の避難先が対象敷地所有者以外の者が所有する敷地である場合、当該敷地所有者との間に、緊急時の避難を認める合意がなされていること。
- (3) 第1号に規定する避難の経路が、常に通行できる状態として維持管理されていること。

(認定の申請)

第4条 条例第3条から第6条までの規定に適合していることの認定を受けようとする者は、小田付伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に係る認定(変更の認定)申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)

- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請建築物と他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに延焼のおそれのある部分を明示したもの）
 - (3) 各階平面図（縮尺、方位、開口部の位置及び延焼のおそれのある部分を明示したもの）
 - (4) 立面図（縮尺、敷地境界線、開口部の位置及び延焼のおそれのある部分を明示したもの）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 条例第3条の規定に適合していることの認定を受けようとする者は、前項に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 建築物が敷地境界線を越えている部分について、増築等の前後の比較ができる図面（縮尺、敷地境界線並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示したもの）
 - (2) 前条第1項第1号に規定する措置が講じられていることが分かる書類
 - (3) 前条第1項第2号に規定する措置が講じられていることが分かる書類
- 3 条例第4条の規定に適合していることの認定を受けようとする者は、第1項の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 敷地面積求積図（敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び計算式を明示したもの）
 - (2) 増築等の前後の比較ができる建築面積求積図（建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び計算式並びに建蔽率を明示したもの）
 - (3) 前条第2項第1号に規定する措置が講じられていることが分かる書類
 - (4) 前条第2項第2号の合意がなされていることが分かる書類
 - (5) 避難経路確保及び除雪に係る誓約書（様式第2号）
- 4 条例第5条の規定に適合していることの認定を受けようとする者は、第1項の書類に加え、建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条第1項に規定する建築物の各部分の高さを超えている部分について、増築等の前後の比較ができる図面（縮尺、地盤面、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに同項各号に掲げる建築物の各部分の高さの限度を明示したもの）を提出しなければならない。
- 5 条例第6条の規定に適合していることの認定を受けようとする者は、第1項の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 条例第6条の規定に適合していることの認定を受けようとする部分の詳細図

（縮尺、材質、部材ごとの厚さ等の寸法並びに水平及び垂直方向の断面詳細を明示し、かつ、当該詳細図の位置が分かるもの）

(2) 条例第 7 条に規定する措置が講じられていることが分かる書類として次に掲げるもの

ア 条例第 7 条第 1 号の住宅用防災報知設備又は連動型住宅用防災警報器及び同条第 2 号の消火器（以下これらを「消防用設備等」という。）の設置位置を明示した各階平面図

イ 消防用設備等の仕様が分かる書類

ウ 消防用設備等の維持に係る誓約書（様式第 3 号）

（認定等の通知）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請に対して認定をしたとき又はしなかったときは、その旨を記載した通知書に、小田付伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に係る認定（変更の認定）申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

（認定後の変更）

第 6 条 前条の規定による認定を受けた者が、当該認定を受けた内容を変更する場合は、小田付伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に係る認定（変更の認定）申請書の正本及び副本に、それぞれ第 4 条各項に掲げる書類のうち変更したものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更の申請については、前条の規定を準用する。

（国の機関等に関する特例）

第 7 条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、条例の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、条例の規定による許可に係る増築等をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。